

令和8年に申請を受け付けるBS放送に係る 基幹放送局に関する免許方針

令和 8 年 7 月 3 日
情 報 流 通 行 政 局

絶対審査事項（最低限満たすべき事項）

電波法関係審査基準第３条の規定によるほか、以下の事項に全て適合していること

(1) 人工衛星調達方法等にあつては次に掲げる事項

ア 新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間の人工衛星の使用及び当該申請に係る衛星基幹放送の業務を維持するために必要な経理的基礎の確保に係る計画が適正かつ明確に定められていること。

イ 高い信頼性を有する人工衛星を調達するものであり、その調達方法が適正かつ安価にするための工夫がされているものであること。

ウ 新たに調達する人工衛星は、１３年以上の設計寿命を有するものであること。

エ 人工衛星の打上げの失敗又は遅延の場合における人工衛星確保のための対応の方法

(ア) 人工衛星の打上げが失敗した場合には、放送の継続及び開始に支障のないようできる限り速やかに代替の人工衛星を打ち上げる計画を有していること。

(イ) 人工衛星の打上げの遅延に対する対応策が適正かつ明確に定められていること。

オ 近接する、又は同一軌道上の他の人工衛星との関係において、安全な軌道位置を確保するものであること。

カ 新たに調達する人工衛星は、申請者単独又は申請者以外の者との連携により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の業務に係る無線設備の併設による調達及び打上げを行うとともに、当該人工衛星により、本免許申請により申請を受け付ける無線局に係る周波数全てを使用する衛星基幹放送の業務を行い、かつ、放送衛星業務用の周波数以外の周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）全てを使用して衛星基幹放送の業務に活用するものであること。

(2) 衛星基幹放送事業者への情報開示にあつては次に掲げる事項について、衛星基幹放送事業者への情報開示方法を具体的に定め、対象となる衛星基幹放送事業者に等しく情報開示を行うものであること。

ア 人工衛星の仕様の内容

イ 人工衛星の障害に関するデータの内容にあつては次に掲げる事項

(ア) 障害の部位・原因特定のためのデータとして開示する内容

(イ) 障害対策として実施する措置として開示する内容

ウ 放送局設備供給役務の料金の算定根拠、コスト構造、コスト削減の取組に関する内容

エ 中長期の事業計画その他衛星基幹放送事業者が放送するに当たって必要となる情報に関する事項として開示する内容

絶対審査事項（最低限満たすべき事項）（続き）

(3) 衛星基幹放送事業者の負担額にあっては次に掲げる事項

- ア 放送局設備供給役務の料金の見込額が明確に定められていること。
- イ アの料金の見込額が、既存の放送局設備供給役務の料金よりも低廉なものであること。
- ウ アの料金の見込額が、新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間に発生することとなる諸費用等に照らし適正であること。
- エ アの料金の見込額は、放送局設備供給役務の提供条件に応じた料金区分が設定されていること。
- オ 新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間において放送局設備供給役務の料金を値上げする可能性がある場合にあっては、その想定される事由及び値上げの上限額が明確に定められていること。
- カ アの料金の見込額が、他の事業分野との間での不当な内部相互補助により定められたものでないこと。

(4) 衛星基幹放送局事業者の意向の聴取にあっては新たに調達する人工衛星の運用開始以後において、衛星基幹放送事業者の意向を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。

(5) 衛星基幹放送の業務を継続するために必要な設備・体制の整備にあっては既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要な地上に配備する衛星基幹放送の業務の用に供する番組送出設備、中継回線設備及び地球局設備（以下「地上放送設備」という。）を確保すること。



上記事項を満たす申請者が2以上で、希望する周波数が重複している場合は、比較審査事項により比較審査を行う

- ✓ 審査の透明性・客観性を確保する観点から、各比較審査事項への適合度合いを点数化し、合計点数の高低により順位を確定する。
- ✓ 各比較審査事項は、公共の福祉に寄与する観点でいずれも重要であることから、各比較審査事項の配点は同点（最高点）とする。
- ✓ 審査は対抗的審査（申請者間の総当たり）により実施し、各比較審査事項について付与する点数は「（他の申請者より優位と判定した数）× 1」点とする。
- ✓ (4)以外の審査は、各比較審査事項に列記している個々の事項が優れているものの数が多いものを優位とする。

	比較審査事項	評価方法	配点
(1)	人工衛星の設計寿命までの事業計画に記載された計画を実施するための資金計画等の経理的基礎及び事業遂行上必要な設備の整備計画等の次に掲げる事項がより確実であること。 ア 経理的基礎の確保 イ 設備の整備計画 ウ 高度な技術者の確保	ア、イ、ウについて優劣を比較	N-1
(2)	人工衛星の調達や打上げ等に要する費用をより低廉にするための次に掲げる計画がより充実していること。 ア 人工衛星の調達費用を低廉にするための工夫に係る計画 イ 人工衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫に係る計画 ウ 人工衛星の設計寿命及び燃料寿命	ア、イ、ウについて優劣を比較	N-1
(3)	衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための次に掲げる計画がより充実していること。 ア 衛星基幹放送事業者に、事業計画及びコスト構造を開示する方法並びにその改善計画 イ 衛星基幹放送事業者と、料金水準について協議する方法及びその改善計画 ウ 衛星基幹放送事業者と、役務内容について協議する方法及びその改善計画 エ 衛星基幹放送事業者と連携して衛星基幹放送の普及を図るための活動計画	ア、イ、ウ、エについて優劣を比較	N-1
(4)	放送衛星業務用周波数により、広帯域伝送方式の高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）を実施する場合に予定する放送局設備供給役務の料金の見込額の水準がより安価であること。	放送局設備供給役務の料金の見込額の水準を比較	N-1
(5)	安全・信頼性を確保するための次に掲げる取組がより充実していること。 ア 自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備・対策 イ サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備・対策 ウ 経済安全保障上のリスクに対する取組 エ 地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への対策	ア、イ、ウ、エについて優劣を比較	N-1